

長浜市放置自転車等移動・保管公告

長浜市自転車等放置の防止に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 82 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり自転車を移動し保管しましたので、同条例第 12 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 3 日

長浜市長 浅見 宣義

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 移動理由 | 市道上に放置されていたため |
| 2 移動区域 | 放置禁止区域外（長浜市新庄寺町地先） |
| 3 移動日 | 令和 8 年 8 月 12 日 |
| 4 保管期間 | 公告の日から 3 か月 |
| 5 保管場所 | 今川雪寒基地（長浜市今川町 176 番地 1） |
| 6 返還日時 | 業務日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までの時間 |
| 7 返還手続 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例施行規則第 6 条及び第 7 条による |
| 8 引取りのない場合の措置 | 長浜市自転車等放置の防止に関する条例第 12 条第 4 項による |
| 9 連絡先 | 長浜市都市建設部道路河川課
電話番号 0749-65-6532 |



防犯登録番号：C736937(滋賀県警察)